

## 障害者支援施設みらい 指定短期入所サービス運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑陽会が設置する障害者支援施設みらい（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮することにより、常に利用者の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
  - 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という）との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成24年法律第51号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設 みらい
- (2) 所在地 群馬県富岡市上小林47番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）  
利用者の健康管理等を行う。
- (3) サービス管理責任者 2名（常勤・兼務）  
サービス管理責任者は、個々の利用者についてアセスメント、個別支援計画の作

成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理相談及び援助を行う。

(4) 看護職員 1名 (常勤・兼務)

看護職員は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(5) 生活支援員 24名 (常勤及び非常勤・兼務)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 理学療法士又は作業療法士 当該訓練を行うために必要な数

理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 1名 (常勤・兼務)

栄養士は献立を作成し、利用者の栄養管理を行う。

(8) 事務職員 1名 (常勤・兼務)

事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は2名とする。(併設型)

2 本体施設において利用されていない居室利用とする。(空床利用型)

3 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数に対して、同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他の緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、身体障害児者とする。

(指定短期入所の内容)

第7条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴又は清拭

(3) 身体等の介護

(4) 機能訓練

(5) 生活相談

(6) 健康管理

(7) 送迎サービス

(8) (1) から (7) に付帯するその他の必要な介護支援及び相談援助

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文

書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(受給資格の確認)

第10条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第11条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第12条 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 前項に定めるもののほか、別紙利用料金表により利用者から費用の支払いを受けるものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者へ交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下、「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（法に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、サービス利用に当っては、次に規定する内容に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(健康管理)

第15条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第16条 現に指定短期入所の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合はその他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定短期入所の提供により事故が発生した場合には、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者に対する身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置等、身体拘束適正化のための措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第19条 提供した指定短期入所に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第

48条第1項の規定により群馬県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及びその家族からの苦情に関して市町村又は群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は群馬県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### （個人情報保護）

第20条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選任及び設置
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### （衛生管理等）

第22条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備、従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための定期的な研修並びに訓練の実施、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置等、感染症及び食中毒予防のための措置を講じるものとする。

#### （協力医療機関等）

第23条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名 公立富岡総合病院、下仁田厚生病院、西毛病院、公立七日市病院

協力歯科医療機関名 あらい歯科医院

(掲示)

第24条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び歯科医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第26条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号第二の三）に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や災害、火災等の理由により、障害者の安全が確保できず、一時的な保護が必要な場合に必要に対応を行う。

(2) 体験の機会の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所等の障害福祉サービスの利用を通じて一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

- 2 事業所は、以下の市町村より、地域生活支援拠点事業の一部として前項に定める機能を受託する。

- (1) 富岡市
- (2) 甘楽町
- (3) 下仁田町
- (4) 南牧村

(その他運営に関する重要事項)

第27条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
- 5 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 利用料金表

介護給付費対象費用

◎代理受領額

基本部分

福祉型 短期入所 サービス費 Ⅰ	区分6	923単位/日	9,230円/日	
	区分5	784単位/日	7,840円/日	
	区分4	648単位/日	6,480円/日	
	区分3	583単位/日	5,830円/日	
	区分1・2	509単位/日	5,090円/日	
福祉型 短期入所 サービス費 Ⅱ	区分6	602単位/日	6,020円/日	同日内に日中サービスと併用した場合
	区分5	527単位/日	5,270円/日	
	区分4	318単位/日	3,180円/日	
	区分3	240単位/日	2,400円/日	
	区分1・2	173単位/日	1,730円/日	
福祉型強化 短期入所 サービス費 Ⅰ	区分6	1,164単位/日	11,640円/日	※該当の医療的ケアが必要な場合
	区分5	1,026単位/日	10,260円/日	
	区分4	889単位/日	8,890円/日	
	区分3	824単位/日	8,240円/日	
	区分1・2	751単位/日	7,510円/日	
福祉型強化 短期入所 サービス費 Ⅱ	区分6	844単位/日	8,440円/日	※該当の医療的ケア必要時に、同日内に日中サービスと併用した場合
	区分5	770単位/日	7,770円/日	
	区分4	559単位/日	5,590円/日	
	区分3	483単位/日	4,830円/日	
	区分1・2	413単位/日	4,130円/日	

加 算	短期利用加算	30単位/日	300円/日	当年開始から30日以内
	常勤看護職員等配置加算	4単位/日	40円/日	看護職員配置1人以上
	医療的ケア対応支援加算	120単位/日	1,200円/日	該当する医ケア利用者の受入時
	重度児者対応支援加算	30単位/日	300円/日	区分6・5の利用者50%以上
	重度障害者支援加算Ⅰ	50単位/日	500円/日	
	重度障害者支援加算Ⅱ	30単位/日	300円/日	
	栄養士配置加算Ⅰ	22単位/日	220円/日	管理栄養士配置
	食事提供体制加算	48単位/日	480円/日	加算該当者
	緊急時入所受入加算Ⅰ	270単位/日	2,700円/日	
	緊急時入所受入加算Ⅱ	500単位/日	5,000円/日	
	送迎加算	186単位/日	1,860円/日	
	地域生活支援拠点加算	100単位/利用初日	1,000円/利用初日	地域生活支援拠点の位置付



福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	月・所定単位×86/1000	令和6年5月まで算定
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	月・所定単位×63/1000	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	月・所定単位×35/1000	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	月・所定単位×21/1000	令和6年5月まで算定
------------------	----------------	------------

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	月・所定単位×28/1000	令和6年5月まで算定
---------------------	----------------	------------

福祉・介護 職員等処遇 改善加算	福祉・介護職員等処遇等改善加算Ⅰ	月・所定単位×101/1000	令和6年6月より算定
	福祉・介護職員等処遇等改善加算Ⅱ	月・所定単位× /1000	
	福祉・介護職員等処遇等改善加算Ⅲ	月・所定単位× 84/1000	
	福祉・介護職員等処遇等改善加算Ⅳ	月・所定単位× 67/1000	
	福祉・介護職員等処遇等改善加算Ⅴ	月・所定単位× /1000	

減算	身体拘束廃止未実施減算	所定単位×90/100	該当時、利用者全員に 左記を算定
	虐待防止措置未実施減算	所定単位×99/100	
	業務継続計画未策定減算	所定単位×97/100	
	情報公表未報告減算	所定単位×90/100	

◎ 利用者負担

応能負担 (上記代理受領額+該当する加算額) 基準額

光熱水費 328円/日

食事の提供に要する費用 朝食 400円 昼食 600円 夕食 578円

低所得者は、食材費 朝食 328円 昼食 390円 夕食 380円

☆ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された範囲内の額、及び食費・光熱水費といたします。

介護給付費対象外費用

品 目	利 用 料 金
日用品＝歯ブラシ、歯磨き粉、洗面用具、衛生用品、化粧品等	実 費
嗜好品＝タバコ、飲食物（おやつ）等	実 費
衣料品	実 費
個人購読の新聞・雑誌代	実 費
預り金等管理代	無 料
コピー利用代	白黒 10円/1枚
行事参加費	実 費
個人的創作活動に係る材料費＝パズル、スキルスクリーン等	実 費
理美容代	実 費